

ほうじん北沢

2017年 6・7月号



芦花公園花の丘の大輪のあじさい (撮影=H28年6月。現在は閉鎖中)

第6回通常総会 会長あいさつ	3
第6回通常総会／総会後の懇談会にて	4
女性部会 あしながPウォーク&クリーン活動	6
SKT青年部 わんぱく相撲 世田谷区大会にてキックターゲットサッカーを指導	7
東法連第5回通常総会・感謝状及び記念品贈呈式／ゴールドリボンウォーキング2017	8
監事監査会／ホームページ活用セミナー	9
平成29年度新役員紹介	12
第14回 北沢法人会 親睦ゴルフコンペ／税金クイズ「教えて！税金八先生！」	17
成28年度 桜上水支部 第2回公開税務研修会／桜上水支部 しもたか大さくら祭り	18
南烏山・粕谷支部 移動役員会／千歳台・船橋支部 第1回公開税務研修会	19
経堂支部 第1回会員会議・交流会／会員紹介	20
梅丘支部 第1回公開税務研修会／会員紹介	21
日本政策金融公庫からのお知らせ	10
都税事務所からのお知らせ	11
「大切ですよ！就業規則」～アルバイトの労働条件～	14
経理の知識「ソフトウェア(2)」	15
法律相談「成年後見について」	16

平成29年度
第7回

税に関する

絵はがきコンクール

小学生作品大募集!!

当日消印有効

9/14(木)
まで!!



税金は毎日の生活の中でどのように役立っているのかということを通して、小学生のみなさんに知っていただき、理解と関心を深めていただくために実施いたします。

入賞者には豪華副賞プレゼント!!参加賞は全員に!!

賞 最優秀賞:1点
ディズニーランド ペアチケット



※商品画像はイメージです。

賞 上位入賞:5点
図書カード 各5,000円



賞 優秀賞:10点
図書カード 各1,000円



賞 入賞:50点
図書カード 各500円

賞 参加賞:全員

募集内容

1 テーマ

税に関する絵(税金で造られている建物・施設、税金で購入される物品、税金で行われている仕事など)であれば何でも構いません。

2 応募資格

北沢税務署管内の小学5・6年生(低学年も可)

3 応募締切

平成29年 9月14日(木) 当日消印有効

4 応募方法及び応募先

専用の応募用紙を切り取り、学校で応募の場合は完成作品を学校の先生にお渡しいただくか、直接応募の場合、切手を貼り「学校名」「学年・組」「氏名」「ふりがな」を記入し、北沢法人会までご郵送ください。詳細や応募用紙は下記北沢法人会までお問い合わせください。官製ハガキでもご応募出来ます。

5 審査

10月中旬、絵画専門家を招き、主催・後援関係者で公正に審査を行います。

6 表彰・発表

11月中旬、表彰式を行います。(賞状および記念品の贈呈)

- | | | |
|---------------|-----|-----------------|
| ① 最優秀賞 | 1点 | ディズニーランド ペアチケット |
| ② 北沢税務署長賞 | 1点 | 図書カード 5,000円 |
| ③ 世田谷都税事務所長賞 | 1点 | 図書カード 5,000円 |
| ④ 北沢法人会長賞 | 1点 | 図書カード 5,000円 |
| ⑤ 選考委員長特別賞 | 1点 | 図書カード 5,000円 |
| ⑥ 北沢法人会女性部会長賞 | 1点 | 図書カード 5,000円 |
| ⑦ 優秀賞10点 | | 図書カード 各1,000円 |
| ⑧ 入賞 | 50点 | 図書カード 各500円 |
| ⑨ 参加賞 | | 全員 |

※北沢法人会事務局・北沢税務署等で展示いたします。

※最優秀作品は上部団体の、全国法人会総連合のコンクールに出展します。

法人会とは

税のオピニオンリーダーとして公平で健全な税制の実現や、税の啓発・租税教育活動を積極的にすすめる約85万社の団体です。また、会員の皆さんを支援する各種の研修会やボランティアなど、地域に密着した活動を行い、地域社会のお役に立っています。健全な納税者の団体、よき経営者をめざすもの団体・・・これが法人会です。

〈主催〉公益社団法人 北沢法人会 女性部会、公益財団法人 全国法人会総連合 〈後援〉 国税庁、北沢税務署、東京都世田谷都税事務所

公益社団法人 北沢法人会 女性部会

〒154-0022 東京都世田谷区梅丘1-43-1 TEL:03-5450-7121 FAX:03-5450-7122
E-mail:info@kitazawahoujinkai.or.jp http://www.kitazawahoujinkai.or.jp

第6回通常総会 会長あいさつ 全文



ただ今ご紹介いただきました飯野でございます。公益社団法人北沢法人会、第六回通常総会を開催するにあたり一言ご挨拶を申し述べさせていただきます。

本日、公益社団法人北沢法人会第6回通常総会のご案内を申し上げますところ、北沢税務署湯本署長様、世田谷都税事務所土屋所長様、東京税理士会世田谷支部北山支部長様はじめ税務協力団体の皆様、福利厚生制度でご協力いただいております保険3社の皆様はじめ多勢のご来賓の皆様、並びに当会役員及び会員の皆様方にご出席いただき、このように盛大に総会を開催できますことを感謝申し上げます次第でございます。

さて、北沢法人会の当該決算年度は公益社団法人移行後6年度目となります。当会は昨年3月の理事会において事業計画と予算を理事の皆様にご承認いただき昨年4月1日より公益社団法人として第6期目がスタートいたしました。当該年度は蓮池薫氏の公開講演会、新たな取り組みでございます、税務署監修による税金クイズ集を活用した「第1回税金クイズ大会」の開催等はほぼ事業計画通りに事業を実施することができました。これも皆様方の絶大なるご支援ご協力の賜物と感謝申し上げます次第でございます。

当該年度の事業計画では新規公益事業を模索しつつ、6つの重点課題を掲げて活動して参りました。その一つは会員増強でございます。組織委員会が中心となり100社の新規会員獲得を目標とし活動いたしました結果として80社の増強ができました。しかしながら、転出、廃業などによる退会があり純増に結びつけることはできませんでした。

次に公益事業の定着化については本部および各支部・部会が単独又は合同でe-taxの普及や税制改正等の税務研修会の開催を実施いたしました。女性部会は、租税教育の一環として小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」を実施しました。青年部会は「ふくふくスタンプラリー」を梅丘周辺の福祉作業所と協働して事業を実施しました。各委員会では公開講演会、広報誌の発行、クリーンウォークなどの公益事業を実施しました。

次に法人会の会員限定サービスである14の経営支援制度、6つの福利厚生制度。またCO₂発生の削減によるエネルギーコスト削減を目的とした東京都「地球温暖化対策報告書制度」などの会員メリットを会員に対し周知徹底し、利用促進を図ると

ともに大型保障制度など保険による福利厚生制度の推進も実施いたしました。また、「地球温暖化対策報告書制度」では当会より31社の報告書提出があり東法連より補助金をいただきました。

また、事務局は当該期間1名の退職に伴い現在3名体制となっております。活発に開催される各事業の準備やアフターフォロー、新会計法に則った会計システムの整備構築など総務委員会と連携を取りながら着実に能力アップを図って参りました。

当会の各目標の達成、事務局の体制などいずれにいたしましてもまだまだ改善の余地はあろうかと思っておりますが、公益事業と会員親睦、会員交流といった共益事業のバランスを取りながら活動して参りました。今後とも各事業を充実させてより多くの方々にご参加いただけるように努力していく所存でございますので皆様方のご支援とご協力をおねがいする次第でございます。

さて、本日は北沢法人会が公益社団法人となりまして6度目の総会でございます。前回同様、事業計画と予算案は理事会審議事項のため、本年3月の理事会で承認され4月1日より平成29年度の事業計画と予算をもとに会活動はすでに開始されております。本総会では29年度の事業計画と収支予算は報告事項となります。因って本日ご提案いたします議案は、第1号議案の「平成28年度の事業報告」、第2号議案の「平成28年度の収支報告」、第3号議案の「任期満了に伴う理事・監事選任」となります。昨年の総会でご報告いたしました事業計画に照らして正しく正会員の皆様方が許容できる範囲内で事業が遂行されたかどうか、昨年の総会でご報告いたしました予算と比べて正会員の皆様方が許容できる範囲内で相違なく収支が行われたかどうか、御諮り申しあげる理事、監事の皆様で充分に間違いなく会の運営ができるかどうか、正会員の皆様には十分にご審議頂きまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

さて、当会は「めざします企業の繁栄と社会への貢献」を北沢法人会憲章としております。この憲章に沿った活動をしていく所存でございますので、今後とも御来賓の皆様がた役員会員の皆様方の絶大なる御支援御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に本日ご出席の皆様のご事業のご繁栄とご健勝をご祈念申し上げます。

平成29年6月8日(木)

日本大学文理学部オーバル・ホールにて

公益社団法人北沢法人会 会長 飯野 光彦

第6回 通常総会



司 会
馬場 総務委員



開会のことば
善養寺 副会長



議案報告
本庄 総務委員長



議案報告
山田 総務委員



監査報告
神保 監事

当会が公益社団法人となって第6回目となる通常総会が6月8日(木)に日本大学文理学部「オーバル・ホール」にて開催されました。

馬場総務委員の司会により、物故会員への黙祷の後、善養寺副会長の「開会のことば」、続いて飯野会長のあいさつで始まりました。

その後正会員1519社のうち出席者数78社、委任状800社、合計878社で、総会が適法に成立したことが報告されました。

なお、平成29年度の「事業計画」および「予算」については、理事会において承認済みの為、総会ではその報告のみが行われ、監査報告後に「第

一号議案」「第二号議案」「第三号議案」の3つの議案の審議が行われ、承認されました。

また、議案の審議終了後には、平成28年度功績のあった方々への表彰が行われました。(右ページに掲載)

なお、本年の総会の会場となりました日本大学文理学部「オーバル・ホール」ではプロジェクターが使用可能であったため、説明の際にプロジェクターを用い、式次第は前面のモニターによる表示を行いました。



閉会のことば
広瀬 副会長

(当ページの写真提供:代沢・代田支部 後藤 寛氏)



固体被膜潤滑剤製造加工

東洋ドライループ株式会社

代表取締役 飯野 光彦

〒155-0032 世田谷区代沢1-26-4

☎3412-5711 FAX3412-5738

出版事業を通じて社会に貢献する

 **株式会社大成出版社**

〒156-0042 世田谷区羽根木1-7-11
TEL 03 (3321) 4132 FAX 03 (3327) 3777
<http://www.taisei-shuppan.co.jp/>

～来賓の方々～



役員紹介
細谷 総務委員長



北沢税務署
湯本 署長



世田谷都税事務所
土屋 所長



東京税理士会北沢支部
北山 支部長



★全法連・東法連 表彰者 表彰状授与式★

【全法連功労者表彰】広瀬淡氏・梶原利文氏

【東法連会員増強表彰】馬場宏明氏・飛田千賀子氏・金子健太郎氏

【東法連功労者表彰】竹股克之氏・市川孝氏・坂本哲氏 (代理受領:塩原孝夫)



退任理事代表あいさつのあと記念品を受取る
山崎 前副会長(右)

第六回 通常総会

次第

物故者に対する黙禱

司会 馬場総務委員

一、開会のことば

善養寺副会長

二、会長あいさつ

飯野 会長

三、総会成立報告並びに議長選出

司会

四、議事録署名人選出

議長 飯野会長

五、報告事項

報告一 平成二十九年度事業計画の件

報告二 平成二十九年度予算の件

六、議事

監査報告

山田総務委員

第一号議案

神保 監事

第二号議案

本庄総務委員長

第三号議案

山田総務委員

七、閉会のことば

任期満了に伴う理事・監事選任の件

八、表彰

広瀬副会長

九、閉会のことば

飯野 会長

一、役員紹介

細谷総務委員長

二、退任理事代表あいさつ

山崎(富)前副会長

三、退任理事への記念品贈呈(代表受領)

廣野副会長

四、表彰

廣野副会長

五、来賓祝辞

湯本幸治様

六、祝電披露

土屋信三様

七、閉会のことば

北山雅也様

八、祝電披露

丸山女性部会長

九、閉会のことば

深津総務委員

一〇、閉会のことば

熊崎副会長

◆愉快的生活の創造と果敢な挑戦◆

☆リネンサプライ ☆クリーニング

利 株式会社 玉川繊維工業所

本社 東京都世田谷区松原 3-40-7
パインフィールドビル 6階
TEL 03(3327)1111(代表)

ネジの総合商社

- 樹脂付ユニポイント
- ドリルスクリュー
- タッピングスクリュー
- タップタイト
- 特殊受注品

株式会社 **セガワ**

代表取締役会長 渡瀬 靖夫
〒155-0032 世田谷区代沢3-18-13
☎(3413)0560 FAX(3413)2429

総会後の懇談会にて

総会終了後には同キャンパス内のカフェテリア「チェリー」にて懇談会が開催されました。

この席において湯本北沢税務署長、保坂世田谷区長をはじめ、ご来賓にも多数ご参加いただき、各方面の方々から総会成立のお祝いのお言葉を頂戴いたしました。

また会員同士では日頃お付き合いのなかった他支部の方々との交流が図れ、和やかで楽しいひと時を過ごすことが出来ました。



(左から 渡瀬顧問、折元顧問、松林顧問による乾杯のご発声)



「税金クイズ集 第2弾」が湯本署長より飯野会長に手渡されました。
(司会＝山中一亨氏、写真右端)



女性部会 あしながPウォーク&クリーン活動



5月26日(金)10:00に梅ヶ丘駅に集合し小雨の中、元気に出発。

今年のコースは、北沢川緑道を散策しながらのクリーンウォーク。まずは環七まで歩き、知る人ぞ知る斎田記念館で小休止トイレ休憩を兼ね「寿ぎの鳥」企画展を鑑賞し暫し目の保養をしてから圓乗院へ向かった。蓮花の見頃が6月中旬と残念でしたが僅かに残るつつじ花と東京大空襲にも負けずに残った大木の前で記念撮影をしてまだまだ続く北沢川緑道を更に歩き昼食会場のインド料理ガネーシャールへ到着した。(今年のごみ回収も少なく空き缶3本、たばこの吸い殻ほか少々だった。北沢管轄は素晴らしいですね！)

2部の食事は広瀬部会長の開会挨拶、広瀬副会長の乾杯の音頭から楽しい宴が始まった。2種類のカレーとナ



ン等を食しながら、松林顧問・小野本部相談役・高橋監事に一言頂き全参加者の自己紹介、山崎副会長の閉会挨拶で楽しい宴を終えた。

今年も全員元気に完歩、歴史と自然に触れた募金活動、笑いの絶えない食事会と大変有意義な時間を過ごせた。皆様お疲れ様でした。

お仕事の都合でクリーン活動はできないが「寄付金」を下さった方々もありがとうございます。

育英募金の締め切りは未だ、募金の最終報告は後日ご報告する予定。

あしなが育英支援活動に快く協力して下さった皆様へ!! 女性部会役員一同、心より感謝申し上げます。

(クリーン活動：17名・昼食会：23名・募金のみ数名)

(女性部会 副部会長 丸山 恵美子)



今年で41回目となる「わんぱく相撲世田谷区大会」が平成29年5月28日(日)に世田谷区立総合運動場で開催されました。「礼に始まり、礼に終わる」という相撲の精神を通して、勝ち負けだけにこだわることなく、勝つことの喜び、負けることの悔しさを体感することにより、勝者を称え、敗者を思いやる心を育み、厳しい環境に打ち勝つ勇氣と気概を培って欲しいということを目的に開催されています。

毎年、青年部では場外ブースとして体育館の周囲で開催される「キックターゲットサッカー」のお手伝いをさせていただいております。今年もまた、未来の日本代表を目指す1歳から小学生・中学生そして今回は大人まで、多くの方々に参加いただきました。

今年は去年と打って変わって晴天に恵まれ、少々暑いくらいの中での開催となりました。そんな中、混雑時は途切れる間もなくゴールを揺らし続けられました。まだまだ小さいお子様がゴールに向かってゆっくりと慎重に蹴り込む姿、低学年の子ども達が勢いよくポ-

ルに向かって走る姿、高学年の子ども達がどうにか穴を通そうとして集中している姿、どの子ども達も本当に楽しんでくれているのが印象的でした。また昔と違って小学生の女の子達が蹴ったボールが、まっすぐゴールに吸い込まれていくのを見ていると、男の子にも負けないくらい上手だなぁと感心させられました。未来の「なでしこジャパン」での活躍、今から楽しみになりました。そんな子ども達も「ナイス!

シュート!」と声をかけられるとやや照れくさそうにあどけない表情をする姿もまた可愛らしかったです。

こういった子供たちとの触れ合いを通して、我々大人も元気をもらい、そして子供たちも大人との関わりでいろいろなことを学び、毎年本当に素晴らしい経験をさせていただいており、

今回もありがとうございました。

参加された方々、暑い中本当にお疲れ様でした。

(青年部 副部長 石井 博晶)

明日への新情報通信システムを構築する。
情報通信・光ファイバー・CATV・設計施工・保守

三東電気工事株式会社

代表取締役 寺腰忠嘉

〒156-0044 世田谷区赤堤3-24-12
☎(3325)5630(代) FAX(3325)5686

おなじみの  サンエグルーヴです。

小泉機器工業株式会社

本部 / 〒183-0033 府中市分梅町4-2-4
☎042(366)7763 FAX042(366)2427

【営業所】代田橋・中野・吉祥寺・府中・川崎・吉田・多摩・東京西・練馬・日野・相模原・厚木・大和・湘南・小田原・相模大野・秦野・藤沢・平塚

東法連第5回通常総会・感謝状及び記念品贈呈式



平成 29 年 6 月 14 日(水) 明治記念館において、東法連第5回通常総会に続き感謝状及び記念品贈呈式が行われました。

当日は東法連副会長として飯野会長、熊崎副会長、全法連功労者表彰の梶原副会長、また東法連会員増強表彰の金子副会長、飛田下北沢支部長、馬場組織委員長の3名が出席されました。



贈呈式では、昨年秋に国税庁長官納税表彰を受賞された飯野会長に対し、池田東法連会長より記念品の贈呈がありました。その後の祝賀パーティでは大勢の受彰者の方々と共に受彰の喜びを分かちあいながら親睦を深める風景があちこちで見ることができました。来年も当会から多くの方が感謝状をいただけることを願いました。

(事務局 廣住 純)

ゴールドリボンウォーキング2017 ～小児がんの子どもたちに笑顔を～



「ゴールドリボンウォーキング」は小児がんの子供達を皆で応援するウォーキングイベントです。

今年も去る4月22日(土)に日比谷公園で開催され法人会からは、熊崎副会長・広瀬副会長・広瀬女性部会長をはじめとして26名の方々が参加されました。

参加者は、オープニングセレモニー終了後、ミスインターナショナル日本代表の女性達に見送られながら、噴水広場をスタートし、皇居周辺を回る2キロコースと5キロコースに別れて歩き、全員ゴールインして記念バッチをいただきました。目にしみるような若葉と美しいつ



つじを見ながらのウォーキングはとても爽快でした。

ウォーキングで汗を流したあとは、皆で中華料理を食べながら和気あいあいとした雰囲気の中で親睦を深めることができました。

この日は天気にも恵まれ、充実した一日でした。

尚、今回、参加者の方々(一部不参加者の方からも)から小児がん支援の寄附金を合計10,000円いただきました。

ご協力有難うございました。

(代沢・代田支部 相談役 高橋 信義)

監事監査会

平成29年4月25日(火)10時より法人会館2階会議室において、「監事監査会」が実施されました。当日は監事3名の他飯野会長、本庄総務委員長、大石総務副委員長が出席し、当会の平成28年度事業実施状況、会計帳簿やこれに関する資料の説明に基づき監査が行われました。

監事からは現金出納帳の工夫や、会員企業の業種、また弁護士、税理士等の士業の情報を管理し活用することで会員満足度向上に繋げるアドバイス等をいただき、今後の事務局運営に役立つ助言をいただきました。

監査結果は重大な瑕疵もなく、監査報告書に基づき5月の理事会、そして6月の総会で健全に運営されていることが報告されました。

なお、役員改選にあたり右記3名の監事の皆様は全員ご退任されますが、公益社団法人としての様々な制約や、独特の会計報告等をご理解いただき適切に監査をしていただけたことに改めて感謝申し上げます。



【監事】

昭和信用金庫 理事長 神保 和彦 様
㈱玉川ホールディングス 代表取締役社長 関口 雅章 様
㈱サンクス 代表取締役 高橋 信義 様

(事務局 廣住 純)

ホームページ活用セミナー

平成29年6月15日(木)18時から法人会館で「ホームページ活用セミナー」が開催されました。このセミナーは他の法人会でも大変好評だったNTT東日本様の企画で、当会では公益事業委員会の主管事業として開催されました。当日は当会ホームページやチラシ以外にも、NTT東日本のメールマガジンで知って申し込みをいただいた方々もいらっしゃいました。

善養寺担当副会長の挨拶に続き、セミナーが始まりました。スマートフォン、タブレット等の爆発的な普及によりWeb閲覧が大幅に増加した結果ホームページを取り巻く環境が一変したこと、その変化に対応してどのようなホームページが効果的なのか等事例を交え、非常に役に立つ情報満載のセミナーでした。

(事務局 廣住 純)



エースの作業用手袋
機械☆建設☆配線☆防災☆アウトドア

 小野商事株式会社

代表取締役 小野 俊英

〒156-0043 世田谷区松原1-38-6
☎3322-5111(代) FAX3324-0005

私たちは、企業の発展を通して社会に貢献します。
当事務所では電子申告を積極的に推進しています。

飯室税務会計事務所

所長 飯室 和弘
税理士

〒156-0057 世田谷区上北沢4-16-11-3F
TEL.03(3303)8151(代)
FAX.03(3303)8131
URL. <http://www.e-adviser.jp/iimuro>

経営環境変化資金 概要

ご利用 いただける方	<p>社会的、経済的環境の変化などにより、次の1に該当し、かつ、2の要件を満たす方</p> <p>1 次の(1)から(7)までのいずれかの経営状況になっている方</p> <p>(1)最近の決算期における売上高が前期もしくは前々期に比べ 5%以上減少していること、または最近 3 ヶ月の売上高が前年同期もしくは前々年同期を下回り、かつ、今後も売上減少が見込まれること</p> <p>(2)最近の決算期における純利益額または売上高経常利益率が前期または前々期に比べ悪化していること</p> <p>(3)最近の取引条件が回収条件の長期化または支払条件の短縮化等により悪化していること</p> <p>(4)社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来していることまたは来すおそれのあること</p> <p>(5)最近の決算期において、赤字幅が縮小したものの税引前損益または経常損益で損失を生じていること</p> <p>(6)前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの利益準備金および任意積立金の合計額を上回る繰越欠損金を有していること</p> <p>(7)前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの債務償還年数が 15 年以上であること</p> <p>2 中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれること</p>
資金のお使いみち	<p>設備資金： 社会的な要因などにより企業維持上緊急に必要とする設備資金</p> <p>運転資金： 経営基盤の強化を図るために必要とする運転資金</p>
融資限度額	4,800 万円
ご返済期間	<p>設備資金： 15 年以内 [うち据置期間 3 年以内]</p> <p>運転資金： 8 年以内 [うち据置期間 3 年以内]</p>
利率(年) (注)	基準利率、特別利率R、特別利率T
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。

(注) 運転資金の利率について、次の要件に該当する場合は、それぞれに定める利率が適用されます。

- 1 雇用の維持または雇用の拡大を図る場合は、特別利率R
- 2 次のいずれの要件も満たす場合は、特別利率R
 - (1)借入負担が重く、経営の改善に迫られていること。
 - (2)中小企業等経営強化法に定める認定経営革新等支援機関または公庫の経営指導を受けて事業計画書を策定すること。
- 3 前1および2のいずれの要件も満たす場合は、特別利率T

※ お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

くわしくは、当社ホームページ www.jfc.go.jp をご覧いただくか、支店の窓口までお問い合わせください。

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ! 公庫)
☎0120-154-505

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。

<お問い合わせ先>

日本政策金融公庫 渋谷支店 国民生活事業

〒150-0041 渋谷区神南 1-21-1 (日本生命渋谷ビル 2・3 階)

TEL : 03-3464-3914 (融資相談担当 : 西川)



日本政策金融公庫
国民生活事業

(k5030)

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅 に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

<減免の対象① 耐震化のための建替え>

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、平成30年3月31日までの間に新築された住宅

耐震化のための建替えを行った住宅とは、上記に加え、次の要件をすべて満たす住宅です。

- (1) 新築された家屋の居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- (2) 建替え前の家屋を取り壊した日の前後各1年以内に新築された住宅であること
- (3) 建替え前の家屋と新築された住宅がともに23区内にあること
- (4) 新築された日の属する年の翌年の1月1日（1月1日新築の場合は、同日）において、建替え前の家屋を取り壊した日の属する年の1月1日における所有者と同一の者が所有する住宅であること
- (5) 新築された住宅について、検査済証の交付を受けていること
- (6) 新築された年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末までに減免申請すること

<減免される期間・税額>

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

<減免の対象② 耐震化のための改修>

昭和57年1月1日以前からある家屋で、平成30年3月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるように一定の改修工事を行った住宅

一定の改修工事を行った住宅とは、上記に加え、次の要件をすべて満たす住宅です。

- (1) 耐震改修後の家屋の居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- (2) 耐震改修に要した費用の額が1戸あたり50万円を超えていること
- (3) 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明を受けていること
- (4) 耐震改修工事が完了した日から3ヶ月以内に減免申請すること

<減免される期間・税額>

改修完了日の翌年度（1月1日完了の場合はその年度）1年度分*について耐震減額適用後、固定資産税・都市計画税を全額減免（居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで）

*住宅が耐震改修の完了前に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は2年度分



<減免を受けるための手続き>

①の場合には「固定資産税減免申請書」、②の場合には「固定資産税減額申告書兼減免申請書」に必要事項をご記入の上、必要書類とともに、その住宅が所在する区にある都税事務所まで申請してください。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

現行の耐震基準の内容や耐震基準に適合した工事であることの証明書の発行等については、建築士もしくは各区役所の担当窓口へお問い合わせください。

平成 29 年 度

《 会 長 ・ 副 会 長 》



会 長
飯野 光彦



副 会 長
広瀬 淡



副 会 長
梶原 利文



副 会 長
善養寺 大作



副 会 長
熊崎 恵美子



副 会 長
本庄 謙一



副 会 長
金子 健太郎

《 支 部 》



下北沢支部長
飛田 千賀子



代沢・代田支部長
渡瀬 丈史



明大前支部長
坂本 哲



梅丘支部長
佐藤 寛



桜上水支部長
増川 征一郎



経堂支部長
丸山 恵美子



千歳台・船橋支部長
目黒 啓三



南烏山・粕谷支部長
国井 重克



給田・北烏山支部長
松崎 直彦



下北沢副支部長
石割洋子 四分一 守



代沢・代田副支部長
安東 弘文 望月 章次



明大前副支部長
後藤 孝子 山田 稔幸



梅丘副支部長
廣川 哲



桜上水副支部長
西田 ミネ子 立石 直



経堂副支部長
清遠 養一 西原 弘



千歳台・船橋副支部長
多田 佳子 黒川 舘子



南烏山・粕谷副支部長
塩田直人 大倉博行 高橋ヒテヨ



給田・北烏山副支部長
池亀 英夫

新 役 員 紹 介

《委員会・部会》



総務委員長
細谷 豊



組織委員長
馬場 宏明



税制委員長
大石 恵



広報委員長
竹股克之



公益事業委員長
山崎 哲也



厚生委員長
千葉 繁



青年部会長
菅原 靖



女性部会長
広瀬 節代



総務副委員長
山中 一亨



総務副委員長
佐伯 龍一郎



組織副委員長
瀬川 修



組織副委員長
太田 一樹



税制副委員長
宮城 直樹



税制副委員長
野島 洋二



広報副委員長
塩原 孝夫



広報副委員長
大塚 好昭



公益事業副委員長
鳥居 佐智子



公益事業副委員長
北澤 史朗



厚生副委員長
藤倉 幸彦



厚生副委員長
黒川 舘子



広報副委員長
長沼 洋一郎



広報副委員長
高宮 英輝



公益事業副委員長
内田 朝代



公益事業副委員長
栗山 和久



青年部副部会長
安藤 英和



女性部副部会長
平塚 早苗

《監事・顧問》



監事
内藤 博



監事
小野 和眞



監事
蜂谷 和明



顧問
折元 定夫



顧問
渡瀬 靖夫



顧問
松林 久行

～ アルバイトの労働条件～

1. アルバイトの労働条件を確かめよう！キャンペーン

厚生労働省では、今年も昨年に引き続き全国の大学生を対象に、労働条件の確認を促すことなどを目的としたキャンペーンを実施しています。重点的に呼びかける事項として以下の5項目があげられています。

1. 労働条件の明示
 2. 適切な勤務シフトの設定
 3. 労働時間の適正な把握
 4. 商品の強制的な購入の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止
 5. 労働契約の不履行に対してあらかじめ罰金額を定めることや労働基準法の違反する減給制裁の禁止
- 以下、内容を詳しく見てみましょう。

2. 重点項目

①労働条件の明示 学生アルバイトであっても、労働者を雇うときに会社は労働条件通知書を交付し、労働条件を明示する必要があります。中でも次の6項目は必ず書面での明示が必要です。・労働契約の期間・契約期間の定めがある場合に更新があるか、更新する場合の判断基準は・就業の場所、従事すべき業務・始業終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交代制勤務のローテーションなど・賃金の決定、計算、支払の方法、賃金の締め切り、支払の時期・退職に関する事項（解雇の事由を含む）

このほかにも・昇給の有無・退職手当の有無・賞与の有無・相談窓口についても明示が必要となります。

②適切な勤務シフトの設定 学生アルバイトの場合、学業とアルバイトが適切な形で両立できる環境を整えるよう配慮する必要があります。また、採用時に合意したシフトの変更は、労働者の合意が必要であり、使用者が一方的にシフトの変更を命ずることはできません。ない話だということは言えます。

③労働時間の適切な把握 労働日ごとに始業・終業時刻を確認し、適正に記録しなければなりません。就業を命じられた業務に必要な準備や片付けの時間や、参加を義務付けられた研修や教育訓練の時間も労働時間となります。

④商品の強制的な購入の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止 本人が希望していないのに商品を強制的に購入させることはできません。また、本人が希望して商品を購入した場合でも、代金を賃金から差し引くには労使協定が必要です。

⑤労働契約の不履行に対してあらかじめ罰金額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁の禁止 アルバイトの遅刻や欠勤などに対して、あらかじめ損害賠償額を定めることはできません。就業規則の定めに基づいて、本来受けるべき賃金の一部を減額する場合であっても、1回の減給金額は平均賃金の1日分の半額を超えてはならず、複数回にわたっての規律違反等による減給であっても、その総額が一賃金支払期における金額の10分の1以下でなければなりません。

3. 労基法違反にならないように

たとえアルバイトやパートといった形で雇用していたとしても、労働基準法上は労働者であることに何ら変わりはありません。ですから一般の労働者と同じく法定労働時間（1週40時間、1日8時間）を超えて労働させた場合の割増賃金の支払いであるとか、法定の年次有給休暇の付与の問題や、法定の休憩時間の付与の問題など、「学生アルバイトだから」という理由で法違反となるような対応がないよう留意する必要があります。

昨今は「ブラックバイト」なる言葉も流布しており、学生アルバイトといえども監督署に駆け込まれて痛い思いをする事業主さんのお話を耳にすることも多々ありますのでお気を付けください。

松崎社会保険労務士事務所

人事・労務管理を通じて働きやすい職場を作り、会社の業績アップのお手伝いをします。

TEL.03(3307)3723 FAX.03(6909)1159
e-mail : mzk11450@xpost.plala.or.jp
HP : <http://www.matsuzaki-office.jp>

心のごもったせしめ二ーのご提案

村 上 葬 祭

葬祭事業 一般家庭葬・社葬・団体葬などの企画運営
販売事業 仏壇・仏具販売・各種ギフト取扱

 **株式会社ムラカミ**

156-0051 世田谷区宮坂3-28-2
TEL03-3429-4874 FAX03-3420-7705
<http://www.murakami-sousai.co.jp/>

ソフトウェア(2)

今回は、前回の内容を踏まえ、会社のホームページ制作費用の税務会計上の取り扱いについて見ていくことにします。

飲食業を営む当社は、広告宣伝のためにインターネット上にホームページを開設したが、このホームページの制作費用については、「広告宣伝費等としてその全額を一時的損金処理とする」のか、あるいは、「無形固定資産として資産計上し、償却期間にわたって費用配分→損金処理をする」のか、どちらでしょうか？

ホームページを利用して、自社の広告宣伝をする、カタログやパンフレットを見てもらうということは、一般的になってきており、また工夫することにより、売上に対する効果を大きくすることも可能となってきています。

ホームページは、簡単なものであれば、プロバイダーに月額で数千円の登録料金（レンタルサーバー使用料）を支払うことで、色刷り印刷をした10枚～50枚（閲覧させる写真の数・画質等の情報量によって枚数は異なってくる）分のパンフレット等をユーザーに閲覧させることができるので、企業の自社紹介や新商品の紹介・PRに使われます。多くの会社ではすでに、会社案内・商品カタログ等を印刷した「紙メディア」を持っているので、それらをデジタルデータ化して再編集、「カタログ・ホームページ」として公開する、ということが一番多く行われています。そして、ホームページの制作中や公開後に新製品や新サービス・新技術などの情報があれば、すぐにホームページ内容を更新して閲覧させることもできます。また、消費者からのカタログ請求に対して24時間休みなく応えることができるので、安いコストで、効率的な営業活動と広告要員の省力化にもつながることとなります。

まずは「カタログホームページ」を充実させつつ、会社名やホームページアドレスの知名度を上げる努力をすることが、将来において販売・顧客サービスやマーケティング戦略の機能を持つホームページへと成長を遂げていくための基盤となります。そのため、ホームページの公開と同時に、社員の名刺、社用封筒、商品パッケージ、コマーシャルといった様々な手段を使って、そのURLを宣伝していきます。

さて、ご質問の飲食業の場合には、そのホームページの構成内容は、一般的には、店舗の案内、料理メニュー、季節のコースの案内、バイトスタッフの紹介、地図・連絡先といった内容となり、それらは文字データと画像データで構成されることから、コンピュータプログラムは組み込まれない典型的な「カタログホームページ」となると思われます。

このことから、ホームページの制作費用の中には「無形固定資産に該当するソフトウェアの費用」は含まれていないことが分かります。

また、こうしたホームページでは、最新の情報を提供するためにその内容は頻繁に更新されますね。季節ごとの食材の変化を受けて料理メニューは頻繁に変わりますし、また、卒業とともにバイトスタッフの顔ぶれも変わるからです。ですから、当初に作成した内容は、繰り返し使用できるものではなく、一般的には数カ月ごとに更新が行われます。したがって、その制作費用の支出の効果が1年以上には及ばないと考えられるので、「カタログ・ホームページ」の制作費用は、原則として、その支出時の事業年度の損金として取扱うのが妥当であると考えられます。いわば、シーズンごとに制作したチラシをインターネット空間で配布するようなものです。

ただし、ホームページの使用期間が1年間を超える（その間更新をしていない）場合には、その使用期間に応じて均等償却することとなるでしょう。

では、つぎのような場合はどうでしょうか。

飲食業を営む当社のホームページでは、席の予約機能がついています。このホームページ作成の際に支出した制作費用の取扱いはどうになりますか？

席を予約しようとするユーザーは、ホームページに用意されている予約状況確認欄に希望日時を入力すると、席の予約状況を知り、予約を入れることができるが、この場合には、実は次のようなことが、インターネット上で行われています。

1. ユーザー：ホームページにアクセスし、希望日時を入力する。
2. ホームページ：データベースにアクセスし、希望日時の空き情報を検索・表示する。

そして、ユーザーが予約を入れることで、席はリアルタイムで埋まっていきます。

このようにデータベースとのアクセス機能を有するホームページについては、その制作費用の中にコンピュータプログラムの作成費用（ソフトウェアの制作費用）が含まれているので、制作費用のうちプログラム作成に相当する金額は、無形固定資産として5年間で償却することとなります。

では、具体的な税務会計処理とはいえば、まずは、ホームページ制作費用の内訳を制作会社からもらってください。そこには、通常のカatalogホームページ制作費用とソフトウェアの制作費用とが記載されていますね。そこで、Catalogホームページ制作費用は原則として支出事業年度の損金とし、ソフトウェアの制作費用は無形固定資産として各事業年度の減価償却費となります。

もっとも、青色申告の中小法人には、30万円未満の固定資産はその支出する事業年度の損金とする特例があるので、ソフトウェアの制作費用が30万円未満だった場合には、特例を適用することで、その支出する事業年度の損金とすることができます。

□ **東京税理士会・北沢支部の紹介**：私たち税理士は、税務の専門家として納税者の皆様のお役に立てるよう日々邁進しております。何か税務のことでお困りの際は、東京税理士会北沢支部までお気軽にご相談下さい。

東京税理士会北沢支部
東京都世田谷区松原6-1-10 アイリンマンション3B
電話：03(3322)7894 FAX：03(3323)3571
mail: kitazawa-shibu@zeirisi-kitazawa.org

□ **執筆者の紹介**

- ・税理士：川辺 洋二
- ・事務所所在地：世田谷区代田5-34-8 カーサ下北沢103
- ・電話番号：03(5433)8380
- ・主な著作：「コストダウンのための原価のしくみ（日本能率協会）」他
- ・主な講演先：早稲田大学、日本FP協会
- ・事務所ホームページ：http://kawabe-kaikei.com/



本日は、Aさんが相談に訪れました。Aさんの相談内容と回答は次の通りです。

<Aさんの質問>

つい先日まで、私は母Bと父Cと同居し、母Bの介護をしていました。

母Bは高齢で判断力が衰えていますので、私は、母Bの身の回りの世話をしたり、何か契約をする必要がある場合には付き添って代筆をするなどしていました。

そのような中で、1か月前、父Cが他界してしまいました。父Cの相続人は、母Bと私の2人です。

私たちが同居している家の土地・建物は、父Cの名義となっています。その他、父Cにはいくらか預貯金があるようです。

◆質問1

今後、遺産分割協議をしなければなりません、母Bの判断力が衰えている状況にあります。将来遺産分割協議が無効と評価されないように、慎重に手続を進めたいと考えています。どのような手段を採るべきでしょうか。

◆質問2

私を、母Bの成年後見人に選任してもらうことはできますか。

<Aさんへの回答>

(1)質問1について

① Bさんの判断力がどの程度衰えているのかにもよりますが、Bさんが意思能力を欠く状況で遺産分割協議をしたと判断された場合には、後から、遺産分割協議が無効となってしまう場合があります。

そのような事態を避けるためには、Bさんの判断力の程度に応じて、家庭裁判所に、Bさんの成年後見人、保佐人、補助人（以下、「後見人等」といいます。）のいずれかを選任してもらい、その方との間で遺産分割協議をする必

要があります。

② 成年後見人、保佐人、補助人とは？

成年後見人とは、本人の判断能力が欠けている場合に選任され、本人の財産に関する全ての行為の代理権を有します。

保佐人とは、本人の判断能力が著しく不十分な場合に選任され、本人のなした行為の取消権や、家庭裁判所が定めた特定の事項についての代理権、同意権を有します。

補助人は、本人の判断能力が不十分な場合に選任され、本人のなした行為の取消権や、家庭裁判所が定めた特定の事項についての代理権、一定の行為についての同意権を有します。

後見人等は、主に、被後見人の財産管理や身上監護を行うこととなります。一人の後見人等が財産管理と身上監護の両方を行うこともありますし、財産管理と身上監護それぞれについて別の後見人等が選任されることがあります。

③ 後見人等を選任してもらうためには、Bさんの判断力の程度について

病院で診断してもらい、作成してもらった診断書を添付して、後見人等の選任を求める申立書を家庭裁判所に提出する必要があります。

後見人等が選任されましたら、その方と共に、Cさんの遺産分割協議をするのが良いでしょう。

④ Aさん、Bさんは、亡くなられたCさん

名義の不動産にお住まいとのことですが、Cさんの遺産の評価額によっては、相続税がかかる可能性があります。相続税を支払うだけの預貯金がない場合には、お住まいの不動産を売却しなければならない可能性があります。

Bさんに後見人等が選任された場合には、Bさんがお住まいの不動産の売却をするためには、必ず家庭裁判所の

許可が必要になります。

相続税の申告期限、納税期限は、相続開始を知った日の翌日から10か月以内とされています（相続税法29条、33条）ので、早めにBさんの後見人等を家庭裁判所に選任してもらうことをお勧めします。

(2)質問2について

通常、後見人等の選任の申立がなされた場合、家庭裁判所は、必ずしも、弁護士や司法書士などの専門職の後見人等を選任するわけではありません。配偶者や子らが後見人等に選任されることがあります（例えば、Bさんの成年後見人として、子であるAさんが選任されることもあります。）。

しかし、本件の場合、Cさんの遺産分割協議の際、AさんとBさんの利害が対立する関係にあるため、Bさんの財産管理をするために専門職の成年後見人が選任されることとなります。つまり、Aさんは、Bさんの財産管理をするための成年後見人になることはできません。

もっとも、Bさんの身上監護をするための後見人として、AさんがBさんの成年後見人に選任される可能性があります（その場合には、財産管理をするための成年後見人と、身上監護をするための成年後見人であるAさんの、2人の後見人が併存することになります。）その場合には、Aさんは、専門職の成年後見人と協力しあってBさんの世話をしていくこととなります。

法人・個人の法律問題をサポート致します

世田谷総合法律事務所

所長 弁護士 井上 侑

〈お問い合わせ先〉

〒155-0031 東京都世田谷区

北沢 2-23-13 伊達ビル4F

TEL : 03-5779-8228

（平日10:00～17:30 土・日・祝日を除く）



平成29年 第14回 北沢法人会親睦ゴルフコンペ



平成 29 年 5 月 9 日 (火) きみさらずゴルフリンクスにて開催いたしました。

参加された皆様は前回の優勝は 132 ストロークであったことは知っています。

気候も良く、天気も良く、気持ち良くと 3 拍子揃った中でスコアも良くとはいかない難しいゴルフ場でした。さすがにピートダイ設計のゴルフ場ですね。

打ったボールは運が良ければ打ちやすい場所に行きますが、ほとんどが平らではない場所に止まっています。それぞれの経験の中で次のショットをして何とかグリーンにたどり着かせて結局 3 パットです。皆様がそんなゴルフをしていたと思います。

楽しくおもしろく、ゴルフをして誰が優勝するかわからないペリアの天井無しは、皆様に夢 (もしかして優勝できるかも?) を抱いて最後まで楽しまれたことと思います。

最後に關口さんの感想挨拶でこのコースをもう一度チャレンジしたい人と、二度と来たくない人がいると思いますがと切り出され、来たくないご本人は言っておられましたが、ゴルフ部出身の方ですので本当はチャレンジをしたいと思っておられることでしょう。

37 名の参加を頂き ¥36,900 を罰金として皆様から頂戴いたしました。全員から次回への為にお預かりさせていただきました。

今回は 100 ストロークで平塚敬二さんが優勝されました。本人いわく 100 も叩いて優勝できるとは思ってもみなかったそうです。優勝賞品のお肉と全員にお配りした卵でさぞかし奥様とおいしいお酒が飲めたことと思います。

次回の優勝は貴方です。次回も皆様の奮ってのご参加をお待ちしています。協賛していただいた皆様ありがとうございました。(親睦ゴルフ 実行委員長 佐藤 寛)

税金八先生！
教えて！
ぜいきんばちせんせい

皆さん、こんにちは。梅雨明けが待ち遠しいですね。今年の夏の予定は決まりましたか？
蒸し暑い時期ですが、頑張ってください！

Let's try!

第1問 フランスの付加価値税(日本の消費税)の標準税率は20%です。食料品には軽減税率5.5%が適用される場合もあります。次のうち、標準税率20%が適用される高級食材はどれでしょう？

- ① キャビア ② フォアグラ ③ トリュフ

第2問 本年1月から導入されたマイナンバーは、利用目的が限られています。[社会保障]と「税」とあと1つはなに？

- ① 雇用対策 ② 犯罪対策 ③ 災害対策

*答えは 22 ページに掲載



平成28年度 桜上水支部 第2回公開税務研修会



SMBC 日興証券
渡辺 亨氏



相続法務成城事務所
門脇 紀彦氏

平成29年3月6日(月)に㈱ユーテック新館会議室において、第2回公開税務研修会が行なわれました。

以下は参加された立石様の感想文を掲載しました。

年間5万件の内1万2千件、人は数字を出されると弱い。あなたはわかりますか？相続税の申告者の内、国税による税務調査を受ける数です。調査は忘れたころにやって来るとも。来られた方しか聞けないノウハウも。SMBC 日興証券株式会社の渡辺亨さんの講演です。

「遺言の活用方法・相続あれこれ」と題して、本日、44名の参加者の前での興味深いお話の前半です。

話は変わり、相続法務成城事務所の門脇紀彦さんの、数々

の成年後見人を務められてから得られたアドバイスとして、家系図をつくること、民事信託という平成19年に小泉政権の時に規制緩和で改正された奥深い手法があることなどが語られました。

毎回来るたびに思うのですが、普段は聞けない話ですよ。今回は、「眠くならないお話」が真のテーマだったとか。

垣根を越えた法人の集い、「法人会」。世界でもほとんど類を見ない、と懇親会の中締めで、廣瀬支部相談役が語っていました。そうです。貴重なのです。こんな素敵な会があるのもっと知らせないと。自信を持って、どんどん勧奨しましょう。

(桜上水支部 副支部長 立石 直)

桜上水支部 しもたか大きくら祭り



桜上水支部では例年通り、下高井戸商店街大きくらまつりへの出店を4月1日(土)に実施しました。

当日は、咲き始めの桜の花もちょっぴり寂しそうな小雨が降る肌寒い一日。どうなることやらといった状態でしたが、昼頃より雨もあがり、甘酒の無料配布、磯辺焼の販売、小さい子供には風船の配布、そして税金クイズを行い、人が絶えない状況で訪れました。

昨年より下高井戸商店街が“テキ屋”を排除したため我ら



が法人会ブースにお客様が集中し、甘酒も磯辺焼も早い段階で終了となりました。

また昨年に続き税金クイズを実施したところ、東法連から購入した「けんたグッズ」の定規セット・ノート・ボールペンなどが大好評でした。

来年も良い景品をたくさん用意して税金クイズを盛り上げると同時に支部会員の団結の場としたいと思います。

(明大前支部 広報副委員長 塩原 孝夫)

南鳥山・粕谷支部 移動役員会



新緑の薫る4月21日(金)に一泊で毎年恒例の支部役員会及び
 会員会議を「うたうの宿 熱海四季ホテル」において、参加者12
 名(会員方含む)で行いました。支部の年間行事、役割分担、会員増

強等を討議し、支部一年間の活動大綱を決定いたしました。

終了後、新緑に囲まれた山並みを見ながら温泉に浸り、日頃の疲れも洗い落したようでした。楽しい夕食で、懇親会も大いに盛り上がりました。宿泊代もリーズナブルなのですが、料理もおいしかったです。二次会では、カラオケと仕事等のプライベートな会話三昧の夜でした。

そして翌日は、朝食後仕事に行く人、見学に行く人、友人と待ち合わせする人で自由解散となりました。実りの多い移動役員会でした。来年もこのような会を開催して親睦を深めたいという意見で一致しました。

(南鳥山・粕谷支部 幹事 守随 治雄)

千歳台・船橋支部 第1回公開税務研修会

平成29年5月17日(水)5時50分平安世田谷カルチャーパビリオンのホールを借り公開税務研修会が始まりました。参加者は59名でした

講師は相続診断士の資格を持つ高橋信義氏です。相続に関しては何となく難しい感じがして、家族で話し合う事ありませんでした。しかしお話を聞くうちに家族で話し合い又、自分の考えを話し理解してもらう事が必要です。残された家族がいつでも助け合って仲良く過ごせられるよう、分かり易くきちんとした遺言書を作っておく方が良いと思いました。特に長い間生活を伴にした配偶者の立場や、一生懸命介護をしてくれた息子の妻には、相続権も無い立場を考え、御礼の気持ちを寄与分として配慮する事も大切と思いました。税額も出来るだけ正確に



計算し、子ども達が払えるよう対策をしておく、より安心と話していました。今回のお話は今後の私にも役立つように思いました。「税金クイズ」はいつも楽しさ半分どきどき半分ですが、今回最後の問題は、今年1月1日の日

本の人口数万単位までだったので、正解者が少なく私も間違えましたが、参加賞のペコニアの花苗は、いつもより大きく、きれいで皆さんも喜んでいました。

(千歳台・船橋支部 副支部長 黒川 舘子)

葬儀全般・家族葬・直葬・慶弔・生花・花輪
 ~ 霊安室も完備しています ~

株式会社 北進  おくりびと

代表取締役 北澤 史朗

本社:〒166-0013 杉並区堀ノ内1-17-2

世田谷営業所:〒156-0044 世田谷区赤堤5-4-4

TEL.03(3313)9444 <http://hokushin.e-whs.net/>

ステンドグラスイメージ

いままでなかった

* クリスタル名刺 *

181mm×55mm

(通常名刺の2倍サイズ)

100枚 3,939円

(税込*初回・版制作代は別途)

カラー印刷もっとも身近に! (株)ユニワールド

世田谷区松原2-34-9 TEL.03-5376-7233

経堂支部 第1回会員会議・交流会



平成 29 年度、経堂支部第 1 回会員会議と交流会が、さる5月23 日午後6 時より、魚民 経堂北口駅前店にて開催され出席者は 21 名であった。

清遠副支部長の司会のもと、第一部の会議が始まり、議題としては支部事業・支部予算の件・会員増強・支部の増強目標が組織担当者欠席のため、丸山支部長より発表があった。

毎年の事ながら、本部総会前にはすでに新年度に向けての会員増強の展開が始まっている。

29 年度の経堂支部の目標は 13 社

であるが、各支部でもおわかりと思うが少し回ってみると、この不景気では会社を辞めたい…という方々が多くなってきている事に気づかれているのではないだろうか。

然しながら、我々法人会は会員あつての会である事を自覚して、勤奨に力を注ぐべきであると思う。

その後、各委員会の報告があり、特に経堂支部独自のスポーツフェスタがあり、その中でもトランポリンの講習は格別かもしれないと思う。

(各支部の方も興味のある方は声を

掛けて)

暫時各委員より活発な報告があり、その中でも特に青年部の活躍は凄いと感じられた。第 1 部会議の後、第 2 部の交流会に入り、交流会では、地元金融機関の担当者も参加しての自己紹介・会社のPR の時間を設けて宴は和やかに続いた。

最後には経堂支部恒例になったお楽しみ抽選会があり、第 1 回会員会議と交流会は終了した。

(経堂支部 相談役 上柳 隆夫)

会員紹介

経堂支部 魚民 経堂北口駅前店



1 人呑み～団体さんまでお気軽にご来店を!!
店長の神高氏はシャイで顔出しNG。従って店長の顔写真は無いのですが、自腹で会費を払っている店長をどうぞ応援して下さい。

(経堂支部長 丸山恵美子)

魚民 経堂北口駅前店
 年中無休 日～木 17:00～3:00
 金・土・祝前日 17:00～5:00
 世田谷区経堂2-6-3 経堂駅北口徒歩1分 コルティ横
 電話 3425-3188・FAX 3425-3189

梅丘支部 第1回公開税務研修会



梅丘支部の29年度第1回公開税務研修会及び支部会員会議が5月28日午後6時30分より法人会館3階大会議室で30名の出席者のもとで行われました。

第1部は北沢税務署法人第1部門上席清水恭一氏による平成29年度税制改正について個人所得税、資産課税、法人課税、消費課税の28年度からの改正点を具体的な例を出し、40分間説明がありました。

後半は梅丘支部会員のフィナンシャルプランナー廣田隆之氏の講演で銀行からの有効的な資産運用術、金利、返済方法等について今すぐにでも活用できるような内容を40分間講演されました。

また今回より梅丘支部に会員加入予定されている6月7日新規オープンする、名古屋地区より東京に進出、困った事を手助けする「ベンリーはあとサポート梅丘店」林店長、徳永社員の企

業説明があり、一部が終了。

第二部は支部会員の「そば勘」に21名の参加にて、講演会内容の反省会、また梅丘支部長を4年間にわたり皆をまとめ、楽しく頑張ってきた千葉支部長のご苦労と6月の総会以降新着任される佐藤新支部長の引き継ぎ、29年度各委員会役割任命発表などが行われ、盛り上がりの中閉会となりました。

(梅丘支部 副支部長 木村 光男)

会員紹介

梅丘支部 ゆず花



2017年4月17日に小田急線梅ヶ丘南口改札口より1分、小池ビル地下にオープンしました。

関西のうどん有名店《美々卯》で50年勤め、妻と息子と3名で営業しております。和食うどん及び鍋料理をお楽しみいただければ幸いです。

ゆず花 (店主:丸杉 隆春)

◆世田谷区梅丘1-24-13 サンライズ小池B1

◆TEL/FAX 03-6432-6662

◆定休日:水曜日

◆営業時間:17:30~21:30 (オーダーストップ)

リレー後記

◇法華経◇

日本の文化「法華経」を会員・地域の友人達と学び始めました。

如我等無異「我が如く等しくして異なること無からしめん」と読み、法華経に仏は自分（仏）と等しい境地に衆生を導くことにあるとしその衆生の仏界を開かしくるところに出現の目的があるとあります。

法華経を学んでもなかなか理解できずに様々な多くの本を読み挑戦してきました。現在は朝日カルチャーセンター（新宿）の文化塾で法華経を学び始めました。予習・復習を行い受講しておりますので記憶力が前より良くなり、認知症予防にもなると思い楽しく勉強させていただいております。

法華経が「諸経の王」と言われる所以も

自分で勉強し理解しなければ解らないと
考え本格的に取り組んでおります。勉強が
出来ることに感謝し、会員又は地域の友人
達と楽しく一緒に学んでおります。

（経堂支部 蜂谷 和明）

◇さよなら下北沢駅前マーケット◇

今年の夏、70年余りの歴史のあった下
北沢駅前食品市場（通称駅前マーケット）
の最後の一区画が整理されることにな
りました。あと少しの間は、何店舗かのお
店は、そこで商売を続けることにはなる
とは思いますが、マーケットの象徴とも
いふべき店舗がひしめき合い通路がアー
ケードに覆われていたあの姿は終わりに
なります。6月17日18日には、マーケッ
トへの思いを届けるためのイベント「さ
よならマーケットありがとうマーケット」

が行われました。

治安も悪く、生活も苦しく、希望を持つ
ことも難しかった戦後の混乱期から、立
ち上がり、この日本を支えてきた先輩方
の生きざまが息吹いているこの場所。自
分たちが苦しい時、秩序を守り、お互い
たわり助け合ってきたこのマーケットの
歴史は、世界から称賛された震災時の秩
序ある日本と重なります。ルールを守り、
他人をいたわり、自制する、どれもこれも
ほんの少しの気配りでできます。

苦しい時だからこそ見えてくるものが
あると私は思っております。若輩者では
ありませんが、この場所に携わってきた私
としては、これらの記憶を次の世代に引
き継ぎ、下北沢、そして日本の未来のため
に生かしていこうと感じました。

（下北沢支部 長沼 洋一郎）

◇高齢者運転免許と会報◇

さる3月25日より2週間の予定で、宮
崎・鹿児島とスケッチ旅行に出かけた。

絵を描きながら、地元のお年寄りと話
をする機会があり、色々話さず中、今話
題になっている高齢者運転免許の話に
なった。

地方都市の片田舎では、高齢者といえ
ども運転免許が無いと、何一つとして動
きが取れないと云う。以前は公共交通機
関のバス・民間のバスと少なくとも1時
間に4本は走行していて、何の不便も感
じなかったと云う。

それが今は、民間のバスどころか公共
機関のバスさえ、午前に1本、午後1本
しか運行されなくなって、医者に行く
にも買い物に行くにもタクシーをその
都度呼ぶような状態であると云う。

地方の若者は、ほとんどが都会に出て、
足代わりをしてくれる人がなくて、
百姓仕事をやっているのも年寄りばかり

で、年寄りでもトラクタを動かさなけれ
ばならない状態だという、年寄りは事故
を起こしやすいので、免許を返納しろと
簡単に言うが、確かに高齢者の事故も多
くなっているけれど、地方都市では若者
のスピードによる事故がいかに多く発生
しているか、全くわかっていないのでは
ないかと話されていた。

小生も年に2回ほどは、地方にスケッ
チ旅行に出かけ、レンタカーを利用して
いるが、返納させられたらそれも出来な
くなる。…ほとんど困ったものだ。

1つの案として、日中だけしか運転で
きない、年配者向けの特殊免許を何か考
えてみたらどうだろう、と思うのはわが
ままなのかも知れない、と真剣に話され
ているのが印象的であった。

都会で生活している人たちは、交通機
関に不便を感じた事のない人ばかりで、
地方都市で小生が聞いた高齢者の悩み
は、全く理解できないかも知れないけれ

ど、地方都市では都会では考えられない
ぐらい高齢者は困っている事を理解して
欲しいと思った。

地方都市も10年前はともかく、20年ぐ
らい前までは結構活気があったという。

10年ひと昔という時代もあったが、今
は1年1年時代は変わって来ている、と
実感せざるをえない。

我々法人会会報のスタイルも、時代に
倣い変えていく必要があるのではないかと
思う。

以前広報を担当していた時にも、B5ス
タイルからA4スタイルに変えたり、縦書
きを横書きにしたり、装丁スタイルも1
期2年ごとに変えてきた記憶があるが、
何も今のスタイルを踏襲しなくてはなら
ない決まりはないと思うので、そろそろ
検討する時期に来ているのではないだろ
うか。

（経堂支部 上柳 隆夫）

税金クイズの答え

第1問 答え ① キャビア

フランスでもキャビアは高級食材であ
るうえ、輸入品であるため標準税率の適
用を受けます。

フォアグラとトリュフも高級食材です
が、国内生産しているため、国内産業保
護のため軽減税率の適用を受けます。

第2問 答え ③ 災害対策

平成28年1月から「社会保障」税「災
害対策」の3分野で本格実施が開始され
ており、以後、銀行口座や予防接種の
記録管理などに拡大していく予定です。

ほうじん北沢 334号

平成29年7月1日発行

発行所 〒154-0022

東京都世田谷区梅丘1-43-1
公益社団法人 北沢法人会

発行人 飯野 光彦

広報委員長 竹股 克之

編集人 塩原 孝夫

TEL 03-5450-7121

FAX 03-5450-7122



当誌は全頁にて再生紙を
使用しています。

各種ローンをご用意しております。
お気軽にご相談ください。

カードローン



ショッピングや旅行、
冠婚葬祭等に安心の一枚。
快適な暮らしと急な出費を
サポートします。

- ご融資金額 / 500万円以内（パート、アルバイト、主婦、年金受給者の方は50万円以内）
- お使いみち / 健康で文化的な生活を営むために必要な資金（ただし、事業性資金は除きます。）

個人ローン

お使いみち自由

目的に応じた各種ローンも
をご用意しております

- 実際にお借入いただく日の金利が適用となり、お申込時の金利と異なる場合があります。
- 毎月のご返済額等につきましては、本支店窓口にて試算いたしますので、お気軽にお問合せください。
- 審査の結果、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

- (一社)しんぎん保証基金が保証しますので担保・保証人は不要です。
- 金融情勢の変化などにより内容を変更・中止させていただく場合がございます。
- 一部繰上返済・期日前完済・条件変更をされる場合は所定の手数料がかかります。

詳しくは昭和信用金庫各店窓口係
または右記フリーダイヤルまで
お問い合わせください

☎ 0120-87-2315

(平日9:00~17:00)



昭和信用金庫

& TOKYO

従業員を大切にしている経営者の皆さまのために
社外で安心の積立を



東法連 特定退職金共済制度



東法連特退共済制度の5つの魅力

1. 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
2. 掛金は全額損金(又は必要経費)に算入できます。
3. 中小企業退職金共済制度(中退共)との重複加入が可能です。
4. 中小企業退職金共済制度(中退共)との被共済者単位での通算(受入と引渡し)も可能です。
5. 加入手続きは簡単です。

公益財団法人東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約5,400社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、平成27年7月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-27-9-S(平成27年7月31日)P6965

資料請求・お問い合わせは